

## 第448回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和6年9月2日(月)
- 2 開催年月日 令和6年10月1日(火) 午後1時30分から午後1時59分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者

### 委員(12名)

菅野信弘委員、渡部容子委員、熊谷正樹委員、砂田光保委員、小川原泉委員、  
亘理榮好委員、三田地和彦委員、平井俊朗委員、湊謙委員、藏徳平委員、  
皂健一郎委員、斎藤千加子委員

[欠席2名：八木橋美紀委員、金澤秀男委員]

### 岩手県

森山水産担当技監、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、野澤漁業調整課長、藤原  
振興担当課長、平嶋特命課長、中野主任主査、中井技術専門幹、高梨主任、片寄技  
師、工藤沿岸広域振興局水産部長、阿部県北広域振興局水産部長、佐藤宮古水産振  
興センター所長、志田大船渡水産振興センター所長、神水産技術センター所長、前  
川漁業取締事務所長

### 事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、堀越主任主査

### 傍聴者

なし

### 報道関係者

なし

## 5 委員会の議事

第1号議案 定置漁業権に係る休業中の漁業許可について(諮問)

第2号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について

## 6 委員会の経過

### 横沢事務局長

平井委員の到着がちょっと遅れておりましたが、定刻となりましたので、会長から開  
会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

### 湊会長

ただ今から、第448回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、御出席いただき、ありがとうございます。

また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦労様でございます。

本日の御審議いただく議案は、「定置漁業権に係る休業中の漁業許可の諮問」と「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選」の2件でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。どうもありがとうございます。

#### 横沢事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

#### 湊会長

それでは、議事に入ります。その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、金澤委員さん、八木橋委員さんの2名が欠席でございます。平井委員さんは、ちょっと遅れているようでございますが、12名の委員の出席いただく予定としており、まだ平井委員さんが到着しておりませんが、それでも会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、砂田委員さんと菅野委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 湊会長

それでは、さっそくですが議事に入ります。第1号議案「定置漁業権に係る休業中の漁業許可について（諮問）」を上程します。事務局の方から説明をお願いいたします。

#### 横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「定置漁業権に係る休業中の漁業許可について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業法第88条第1項に規定する休業中の漁業許可について、同法第88条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料の10ページ以降に抜粋して整理してございます。初めに10ページを御覧願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、漁業法第87条で「個別漁業権を有する者が当該個別漁業権の内容たる漁業を一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。」こと、第88条第1項で「前条の休業中においては、第72条第1項に規定する適格性を有する者は、第68条漁業権に基づかない定置漁業等の禁止の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該休業中の個別漁業権の内容たる漁業を営むことができる。」こと、第2項で「前項の許可の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。」ことが、それぞれ規定されております。

それでは、1 ページを御覧願います。令和6年9月10日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令と、その関係条項が整理されておりまして、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2 ページ以降に、漁業許可等の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

#### 野澤漁業調整課長

水産振興課、野澤と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。「定置漁業権に係る休業中の漁業許可」ということで御説明させていただきます。恐れ入りますが、以降着座にて説明をさせていただきます。

初めに、10ページの関係法令を御覧ください。先ほど事務局からも説明したとおり、重複する部分もございますが、改めて説明をさせていただきます。漁業法を以下同法と呼びますが、同法第87条、中程にございますが、この中には「個別漁業権を有する者が当該個別漁業権の内容たる漁業を一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されております。また次の第88条には「前条の休業中において、第72条第1項に規定する適格性を有する者は、第68条の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該休業中の個別漁業権の内容たる漁業を営むことができる。」とあります。このうち、同法第72条第1項に規定する「適格性を有する者とは、次の各号のいずれにも該当しない者とされており、1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者、2 暴力団員等であること、3 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること、4 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。」とされております。

また、同法第68条の規定では、「定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基づくものでなければ、営んではならない。」と規定されておりますが、今回はこの68条の規定によらず、「県知事の許可を受けて、当該休業中の個別漁業権の内容たる漁業を営むことができる。」という同法第88条第1項の規定に基づくものになります。また、同条第2項には「前項の許可の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」とあり、今回休業中の許可の申請が1件あったことから本日、当委員会にお諮りするものでございます。

定置漁業権に係る休業中の漁業許可の取扱につきましては、令和6年3月26日付け水振第826号、岩手県農林水産部水産振興課総括課長通知でその方針を定めており、次ページの第4では、その許可の手続を示しており、現在、この内容に沿って手続を進めているところでございます。

(午後1時38分 平井委員、入室・着席)

続きまして、4ページをお開き願います。4ページでございます。こちらは、釜石東部漁業協同組合の代表理事組合長から知事に宛てられた休業届になります。当組合は令和6年3月1日に定第204号、秋三丁目漁場の定置網漁業免許を受けておりましたが、令和6年7月11日付けで同法第87条第1項に基づく休業届が提出されたものでございます。記の6には、休業する理由として、「定置漁夫の不足により操業が困難な為」とされております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。こちらには、休業届の提出日以降の対応について示しており、県では休業届を7月11日に受理し、18日には取扱方針に沿い休業届があったことを県のホームページで公示し、休業中の漁業許可の要望書の受付を開始したところでございます。受け付け開始した同日に釜石市箱崎町の萬漁業生産組合から提出がございまして、5ページ目になります。5ページ目には、その提出されました要望書の写しを付けてございます。県では、この要望書を受け、7月23日から8月30日までの1カ月以上休業中の漁業許可の申請を募集いたしました。その時の公示の内容につきましては、6ページ、7ページにお示しをしております。なお、募集に当たりましては許可の内容、許可の有効期間、申請期間、申請書類等を公示しました。

続きまして、8ページを御覧ください。8ページでございます。令和6年8月30日付で萬漁業生産組合の組合長理事から知事宛てに提出された定置漁業権に係る休業中の漁業許可申請書になります。この申請の内容は、「定第204号秋三丁目漁場の定置漁業権について、同法第88条第1項の規定により、当該漁業権の内容たる漁業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。」とされています。また、記以下には秋三丁目漁場の位置、漁場の区域、漁業の種類、名称及び時期が掲載されており、その内容は、釜石東部漁業協同組合から休業届が提出された内容と同一のものになってございます。添付された関係書類は、9ページの「免許の適格性に係る誓約書」の他、定置漁業の事業計画書になります。ちなみに休業中の漁業許可の申請を募集期間の締め切り日である8月30日までに提出された申請書は、この萬漁業生産組合からの1件のみになります。

続きまして、11ページを御覧ください。11ページでございます。県の定置漁業権に係る休業中の漁業許可の取扱方針の第4第6項では、「第1項の申請すべき期間内に許可を申請した者（以下「申請者」という。）に対しては、知事は、申請者が同法第72条第1項各号のいずれかに該当する場合又は同法第88条第3項に該当する場合を除き、許可をする」としてございます。

続きまして9ページを御覧ください。9ページでございます。萬漁業生産組合から知事宛てに提出された免許の適格性に係る誓約書の写しになります。「当組合は、記以下にある項目のいずれかにも該当せず、個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有することを誓約します。」として、同法第72条第1項の各号のいずれかにも該当しないということが、誓約されてございます。また、萬漁業生産組合は、既に定第208号ほっちゃん漁場の漁業権者として定置網漁業を営んでおり、これまで同法第88条第3項に係

る漁業調整その他公益に支障を及ぼしていないこと、また今回提出された事業計画書において、漁業生産の維持増大に向けた取組、就業機会の確保、その他地域の漁業者や、地元の水産加工業者、魚市場との関係調和にも努めていくとしており、定置網漁業権に係る漁業許可を行うに当たって適格性に問題は無いものと考えられます。説明は以上となります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### 湊会長

はい、ありがとうございます。ただ今、第1号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

(熊谷委員「はい、いいですか」の発声)

#### 湊会長

はい。

#### 熊谷委員

すみません。休業の理由が人手不足ということで、漁業の現場の大変さを痛感する次第ですが、萬漁業さんの方から空き漁場の活用ということで申し出があって、大変良いことだなど思っております。ひとつお聞きしたいのは、春にこの取扱いの報告をこの場でしていただきましたけど、競合した場合、手を挙げた方々が競合した場合、それぞれ点数付けて、何点、何点でそれで選ぶということがあったと思います。そこに、先程ちょっとお話がありました地域の就業機会の確保、実際に釜石の漁協さんでは人手不足で操業できないということですが、萬さんの方では、就業、従業員は地域、地元の割合とか、計画書出ているという、計画書にその通り書くような様式でなかったかなと、私うる覚えですが、それだけ地域の就業の雇用確保を大事にしているんだなど、その時感じた次第です。それで今お聞きするんですが、萬さんでは地元の雇用というものは結構あるのでしょうか。

#### 野澤漁業調整課長

はい、萬さんの申請した計画書の中に雇用従事者数は記載されておまして、常時従事者が14名、うち地元市町村の者が11名、それを除く沿岸市町村在住の者が3名ということで、県外者は0ということになってございます。

#### 熊谷委員

どうもありがとうございました。

#### 湊会長

よろしいですか。

#### 熊谷委員

はい。よろしいです。

#### 湊会長

あと、ございませんか。

## 湊会長

無ければ、第1号議案について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【挙手確認】（全委員挙手）

## 湊会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定いたします。

---

第1号議案終了

---

## 湊会長

次に、第2号議案「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」を上程いたします。事務局から説明をよろしくお願いします。

## 横沢事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案、「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」。要旨、漁業法第153条第2項第1号による太平洋広域漁業調整委員会委員について、第426回岩手海区漁業調整委員会において互選された大井誠治氏が令和6年8月31日付けで辞任されましたことから、後任の委員を互選いただくものでございます。

広域漁業調整委員会の設置目的等の概略と併せて委員の互選の根拠について、改めて御説明いたします。初めに資料の8ページ、一番最後のページを御覧ください。水産庁のホームページから抜粋した広域漁業調整委員会の概略でございます。広域漁業調整委員会につきましては、1の委員会の設置にありますように、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されたものでございます。広域漁業調整委員会は大きく3つの委員会に分かれておりまして、岩手海区は、北海道から宮崎県までの太平洋側の18都道県で構成されている太平洋広域漁業調整委員会に入っております。2の委員会の機能についてですが、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する(1)から(3)の事項について協議調整を行うこととされております。3の委員の構成等についてですが、各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者、学識経験者で構成され、このうち太平洋広域漁業調整委員会の委員数は28名となっております。

続いて3ページを御覧願います。現在の太平洋広域漁業調整委員会の委員名簿を示してございますが、岩手海区からは大井前会長を互選し、委員に就任いただいたところでございます。

次に広域漁業調整委員会委員の選出根拠について御説明いたしますので、4ページを御覧願います。漁業法の抜粋でございます。関係する箇所を太字として下線を引いて表記しておりますが、第152条第1項で全国に3つの広域漁業調整委員会を設置することが規定され、第153条第2項で太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てるとして、第1号で太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各一人と規定されており、この委員の互選となります。

2ページを御覧願います。歴代委員の一覧表ですが、会長が互選され歴任しており、表の一番下にあります第6期の任期のとおり、海区漁業調整委員会の委員である限りは、令和7年9月30日までの任期となります。

1ページを御覧願います。令和6年9月2日付けで県農林水産部水産振興課総括課長から当委員会の会長あてに提出された依頼文書の写しでございます。標題は、太平洋広域漁業調整委員会委員の互選結果の報告について（依頼）、本文ですが、「漁業法第153条第2項第1号の委員について、令和3年6月11日開催の第426回岩手海区漁業調整委員会において互選された大井誠治氏が、令和6年8月31日付けで辞任され、海区漁業調整委員会の委員でなくなったときは、広域漁業調整委員会委員の職を失うことから、後任委員を互選の上、互選された委員の履歴書及び互選に係る議事録各1部を添付し次の事項について、報告いただくようお願いします。」となっております。以上が本議案の説明となります。太平洋広域漁業調整委員会委員の互選につきまして、御協議をお願いいたします。

**湊会長**

ただ今、第2号議案について事務局から説明がありましたが、委員の互選は、いかがすればよろしいでしょうか。委員の皆様から、御意見をお願いいたします。

**湊会長**

どなたか、ございませんか。

自さんございませんか。

**自委員**

会長がやるべきでねえすか。

**湊会長**

あと、どなたかございませんか。

(小川原委員「はい」の発声)

**湊会長**

はい。

**小川原委員**

会長を推薦したいと思えます。

**湊会長**

あと、ございませんか。

(「異議なし」の発声)

湊会長

はい。分かりました。

ただ今、会長を推薦するとの御意見がございました。他にございませんか。

(「なし」、「異議なし」の発声)

湊会長

他に御意見が無いようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案について、先ほどの推薦により、委員会の会長、私、湊を選出することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【挙手確認】 (全委員挙手)

湊会長

はい、どうもありがとうございます。挙手全員です。ありがとうございました。それでは湊委員を選出することに決定いたします。

次に、その他に移ります。

---

第2号議案終了

---

湊会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等ございませんでしょうか。

湊会長

ございませんか。

(「なし」の発声)

湊会長

無ければ、県の方から情報提供はございませんか。

野澤漁業調整課長

特にございません。

湊会長

事務局から何かありませんか。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会は、11月19日火曜日午前11時から、この会場、岩手県水産会館5階大会議室で開催いたします。11月19日当日は、委員会終了後、午後3時30分から仙台市におきまして、宮城海区漁業調整委員会委員との交流会を予定しております。後日、御案内いたしますのでよろしく願いいたします。

また、11月19日の次の委員会ですけれども、次は12月12日木曜日、午後1時30分からこの会場での開催を予定しております。事務局からは以上でございます。

## 湊会長

はい、どうもありがとうございます。次回は11月19日だそうです。午後からは、宮城県の委員との交流会があるそうですので、皆さんなるべくなら全員出席するようにお願いいたします。

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。

---

終了（午後1時59分）

---